

IT 点呼機器『Tenko-PRO』(点呼プロ)、3000 拠点突破。



アルコール検知器および IT 点呼機器を開発する東海電子株式会社(本社：静岡県富士市 代表取締役 杉本 哲也)は、この度、国土交通省が定める IT 点呼機器「Tenko-PRO」の出荷累計が 3000 台を超えた事を報告致します。

記

1. IT 点呼とは

IT 点呼とは、国土交通省が、貨物自動車運送事業法 輸送安全規則、および道路運送法安全規則において定めた点呼方式のひとつであり、バス、タクシー、トラック事業者が、非対面方式で点呼を実施することができる制度のことで(*1)

2008 年から貨物事業者向けに定められた制度ですが、2011 年、2016 年、段階的に要件が緩和され、ついには 2018 年、ようやくトラック業界から、バスやタクシー業界でも使えるよう緩和が行われました。いまや自動車運送事業における点呼の「ニューノーマル」とも言えます。

2016 年 要件緩和 (遠隔地 IT 点呼, 非 G マーク事業所対応)	2018 年 要件緩和 (バス、タクシーへの部分的緩和)
	
<p>栃木適正化実施期間資料より(*2)</p>	<p>国土交通省 2018 年 3 月報道資料より(*3)</p>

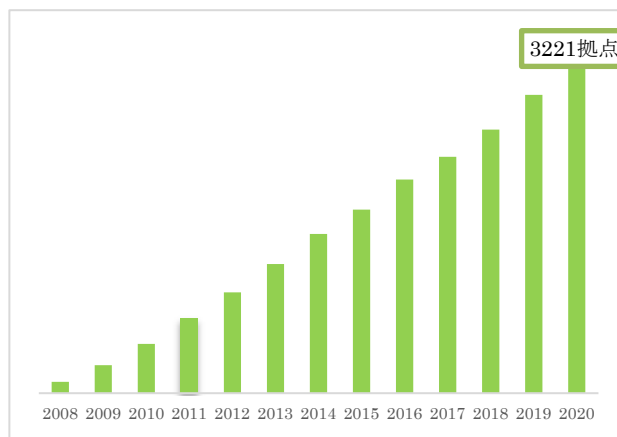
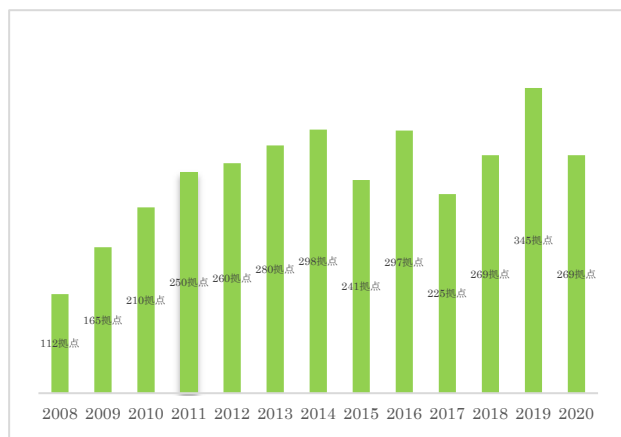
2. IT 点呼機器 (アルコール検知器と連動する点呼機器)

この度 3000 出荷を超えたのは、設置型アルコール検知器と連動して使用する IT 点呼機器です。

IT 点呼機器 Tenko-Pro	
IT 点呼で使用される 設置型アルコール検知器	点呼実施アプリ
	 
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> ドライバー側 点呼執行者側 </div>

https://www.tokai-denshi.co.jp/products/tenko_pro.html

【612社 3220(*4)拠点】



コロナ禍においては、人の往来としての IT 点呼の設置作業を停止する、業績により予算執行停止する等、伸び悩む懸念がありましたが、結果的にはほぼ前年なみです。傾向としては、バス事例、新規導入のお客様がやや増えてきています。

最大構成で 1 社 20 拠点のお客様、最小構成で車庫と営業所という構成のお客様となりますが、1 社あたり平均 5 拠点という概況となります。

IT 点呼は、点呼実施率、アルコール検知器使用率を確実に向上させることができます。安全、安心な運行管理業務のために、是非お役にたください。

*1 別紙 運輸局への申請書 (IT 点呼実施報告書) 提出が必要です。

*2 <http://www.tochigi->

[tekiseika.com/IT%E7%82%B9%E5%91%BC%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E6%8B%A1%E5%A4%A7%E3%81%A4%E3%81%A4%E3%81%A4%E3%81%A6.pdf](http://www.tochigi-tokai-denshi.com/IT%E7%82%B9%E5%91%BC%E5%AF%BE%E8%B1%A1%E6%8B%A1%E5%A4%A7%E3%81%A4%E3%81%A4%E3%81%A4%E3%81%A6.pdf)

*3 https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000339.html

*4 解約・使用停止は含まれていません。2 月起算データであり、2020 年は 10 ヶ月分のデータ (速報値) です。

問い合わせ先 東海電子株式会社 営業企画部
東京都立川市曙町 2-34-13 オリピック第 3 ビル 203

E-mail: info@tokai-denshi.co.jp

東海電子コーポレートサイト : <http://www.tokai-denshi.co.jp>

東海電子公式 EC サイト : <https://shop.tokai-denshi.co.jp/>

東海電子メディアサイト : <https://transport-safety.jp/>

I T点呼・遠隔地 I T点呼に係る報告書

(新規)

年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所 _____
 氏名又は名称 _____
 代表者氏名 _____ 印 _____
 (連絡先) 担当者 _____ 電話番号 _____

I T機器を用いた点呼を下記のとおり行いたいので関係書類を添えて報告します。

Gマーク営業所	: 営業所間、営業所車庫間、営業所遠隔地間で実施可能
Gマーク以外の営業所	: 営業所車庫間で実施可能

記

1. I T点呼を行う営業所

営業所・車庫間(I T点呼実施側又はI T点呼を受ける側の別を記載)	I T点呼の実施位置(遠隔地の場合は「遠隔地」と記載)	Gマーク認定番号及び認定の有効期間(Gマーク以外の営業所にあつては「Gマーク以外」と記載)	使用するI T機器の名称	I T点呼を行う時間帯

2. I T点呼開始予定日 年 月 日

3. 添付書類 I T機器のパフレット等、性能が分かる書面

4. 宣誓事項(次の項目に該当する場合は、□にチェック(✓)を記入 巡回指導結果についてはGマーク以外の営業所のみ記入)

I T点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

地方貨物自動車運送適正化実施機関に照会し、直近の巡回指導結果が次のとおりであることを確認した。

巡回指導を受けた年月日 年 月 日

改善報告を行った年月日 年 月 日

・総合評価 (アルファベットを記載) ・点呼の項目の判定 (適否を記載)

旅客 I T 点呼に係る報告書

(新規)

年 月 日

〇〇運輸局 〇〇運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名 印
(連絡先) 担当者 電話番号

I T 機器を用いた点呼を下記営業所と当該営業所の車庫間で行いたいのに関係書類を添えて報告します。

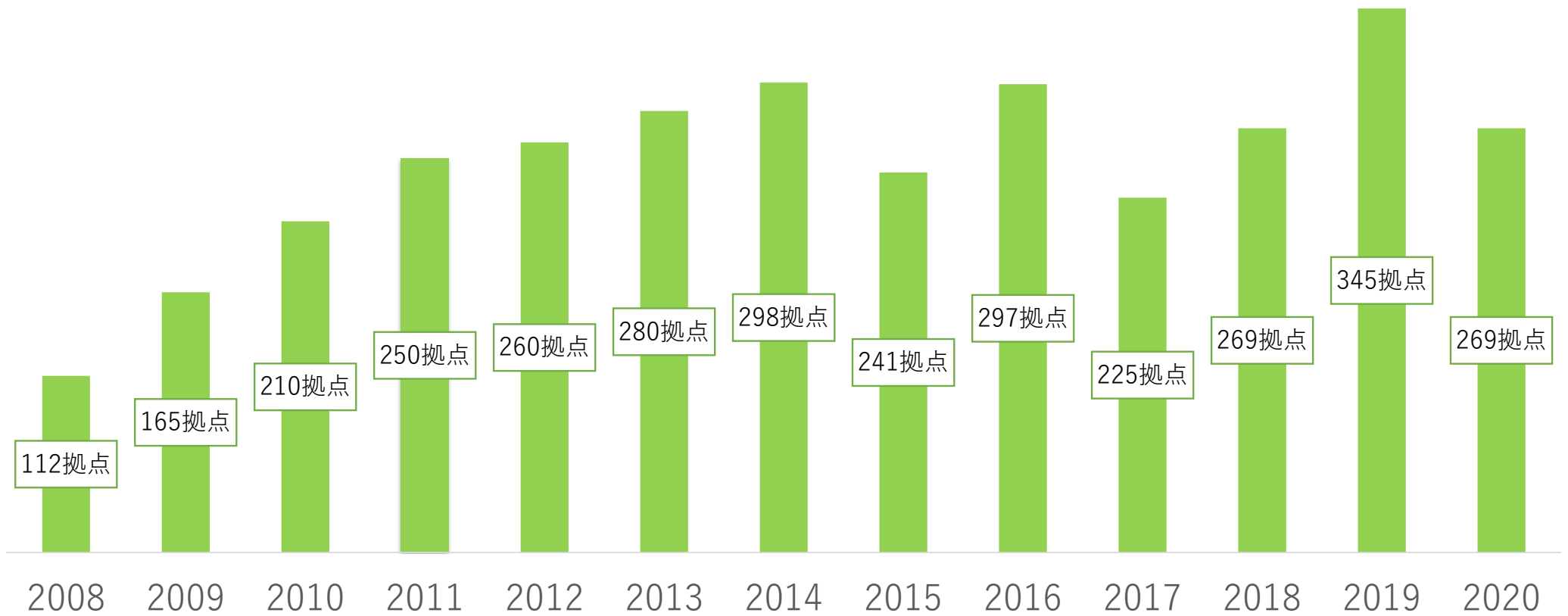
記

- 旅客 I T 点呼を行う旅客自動車運送事業の種類 (該当するものひとつに○をつけること)
一般乗合 ・ 一般貸切 ・ 一般乗用 ・ 特定旅客
- 旅客 I T 点呼を行う営業所・車庫

営業所・車庫名称	旅客 I T 点呼の実施位置	使用する I T 機器の名称

- 旅客 I T 点呼開始予定日 年 月 日
- 添付書類添付書類 I T 機器のパフレット等、性能が分かる書面
- 宣誓事項 (次の項目に該当する場合は、□にチェック (✓) を記入すること)
 旅客 I T 点呼を行う施設は、都市計画法等関係法令の規定に抵触せず、かつ、同施設の使用権原を有するものである。

年度ごと出荷実績 (2008～)



累計出荷実績（2008～）

